

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第81号

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例（平成12年岩手県条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表第7（第2条関係） 道路交通法関係事務手数料					別表第7（第2条関係） 道路交通法関係事務手数料				
事務		名称	金額	指定試験 機関等	事務		名称	金額	指定試験 機関等
[略]					[略]				
5 法第 89条第 1項の 運転免 許試験	大型自動 車免許又 は中型自 動車免許 に係る試 験	法第97条の 2第1項第 1号又は第 2号に該当 して同項の 適用を受け る場合	<u>技能試験 免除者大 型又は中 型免許試 験手数料</u>	[略]	5 法第 89条第 1項の 運転免 許試験	大型自動 車免許、 中型自動 車免許又 は準中型 自動車免 許に係る 試験	法第97条の 2第1項第 1号又は第 2号に該当 して同項の 適用を受け る場合	<u>技能試験 免除者大 型、中型 又は準中 型免許試 験手数料</u>	[略]
		法第97条の 2第1項第 3号又は第 5号に該当 して同項の 適用を受け る場合	<u>特定失効 者等大型 又は中型 免許試験 手数料</u>	[略]			法第97条の 2第1項第 3号又は第 5号に該当 して同項の 適用を受け る場合	<u>特定失効 者等大型 、中型又 は準中型 免許試験 手数料</u>	[略]
	法第97条の	<u>大型又は</u>	[略]		法第97条の	<u>大型、中</u>	[略]		

		2第1項の適用を受けない場合	<u>中型免許試験手数料</u>	法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 <u>7,400円</u>
[略]				
6 法第89条第3項の検査	大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	<u>大型自動車又は中型自動車検査手数料</u>	<u>3,650円</u> 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 <u>6,650円</u>	
[略]				
7 法第100条の2第1項の再試験				
	普通自動車免許に係る再試験	[略]		

		2第1項の適用を受けない場合	<u>型又は準中型免許試験手数料</u>	法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 <u>7,050円</u>
[略]				
6 法第89条第3項の検査	大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	<u>大型自動車、中型自動車又は準中型自動車検査手数料</u>	<u>4,050円</u> 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 <u>6,700円</u>	
[略]				
7 法第100条の2第1項の再試験				
	普通自動車免許に係る再試験	[略]	<u>準中型自動車免許に係る再試験手数料</u> <u>2,000円</u> 法第100条の2第2項の準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 <u>4,650円</u>	

[略]				
[略]				
11の2 法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の認知機能検査		[略]		
[略]				
14 法第99条の2第4項第1号イの審査	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る審査	大型又は中型免許技能検定員審査手数料	23,450円	[略]
[略]				
16 法第99条の3第4項第1号イの審査	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る審査	大型又は中型免許教習指導員審査手数料	14,950円	[略]
[略]				
18 法第108条の2第1項各	[略]	法第108条の2第1項第4	大型自動車免許又は中型自動車免許	大型車又は中型車講習回数
				1時間 4,650円

[略]				
[略]				
11の2 法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第1項の認知機能検査		[略]		
[略]				
14 法第99条の2第4項第1号イの審査	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る審査	大型、中型又は準中型免許技能検定員審査手数料	23,100円	[略]
[略]				
16 法第99条の3第4項第1号イの審査	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る審査	大型、中型又は準中型免許教習指導員審査手数料	14,600円	[略]
[略]				
18 法第108条の2第1項各	[略]	法第108条の2第1項第4	大型自動車免許、中型自動車免許	大型車、中型車又は準中型講習回数
				1時間 4,100円

号に掲げる講習	号に掲げる講習	許に係る講習			
		普通自動車免許に係る講習	[略]		
	[略]				
	法第108条の2第1項第10			[略]	

号に掲げる講習	号に掲げる講習	又は準中型自動車免許に係る講習 (準中型自動車免許に係る講習にあっては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。)	車講習手数料		
		準中型自動車免許に係る講習(普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。)	準中型車講習手数料	1時間 3,400円	
		普通自動車免許に係る講習	[略]		
[略]					
	法第108条の2第1項第10	準中型自動車免許に係る講習	準中型免許初心運転者講習	1時間 2,150円	[略]

号に掲げる講習	普通自動車免許に係る講習	[略]	
	[略]		
[略]			
法第108条の2第1項第12号に掲げる講習	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習	高齢者講習手数料	5,600円 <u>法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の認知機能検査の結果に基づいて受ける場合</u> 5,200円

号に掲げる講習		手数料	
	普通自動車免許に係る講習	[略]	
	[略]		
[略]			
法第108条の2第1項第12号に掲げる講習	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）	高齢者講習（75歳未満）手数料	4,650円
	小型特殊自	高齢者講習	4,650円

	[略]				
	[略]				
21 法第	[略]				
108条	施行令第	[略]			

	する講習（ 法第97条の 2第1項第 3号イ又は 第101条の 4第2項の 認知機能検 査の結果に 基づいて行 うものに限 る。）	）手数料	その他の認知機能 が低下しているお それがあることを 示すものとして府 令で定める基準に 該当するものであ る場合 4,300円	
	小型特殊自 動車免許の みを受けて いる者に対 する講習（ 法第101条 の7第4項 の認知機能 検査の結果 に基づいて 行うものに 限る。）	小型特殊 免許臨時 高齢者講 習手数料	2,400円	
	[略]			
	[略]			
21 法第	[略]			
108条	施行令第	[略]		

の 2 第 2 項の 講習	37条の 6 の 2 の講 習	特定任意高 齢者簡易講 習以外の講 習	特定任意 高齢者講 習手数料	5,600円 法第97条の 2 第 1 項第 3 号イ又は第 101条の 4 第 2 項 の認知機能検査の 結果に基づいて受 ける場合 5,200円	の 2 第 2 項の 講習	37条の 6 の 2 の講 習	特定任意高 齢者簡易講 習以外の講 習（法第97 条の 2 第 1 項第 3 号イ 、第 101 条 の 4 第 2 項 又は第 101 条の 7 第 4 項の認知機 能検査の結 果に基づい て行うもの を除く。）	特定任意 高齢者講 習（75歳 未満）手 数料	4,650円	の 2 第 2 項の 講習	37条の 6 の 2 の講 習	特定任意高 齢者簡易講 習以外の講 習（法第97 条の 2 第 1 項第 3 号イ 又は第 101 条の 4 第 2 項の認知機 能検査の結 果に基づい て行うもの を除く。）	特定任意 高齢者講 習（75歳 以上）手 数料	4,650円 当該認知機能検査 の結果が認知症の おそれがあること その他の認知機能 が低下しているお それがあることを 示すものとして府 令で定める基準に 該当するものであ る場合 7,550円

の基準に適合する講習に係る手数料については、改正後の条例別表第7の18の項又は21の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。